

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正(案)に対するパブリック・コメントで提出された意見とそれに対する県の考え方

実施期間 平成27年12月7日から平成28年1月7日まで

実施結果 個人1人から1件(内容は下記のとおり)

ご意見	ご意見に対する県の考え方
有害物質の排出基準の改正とともに有害物質を使用しない製品開発等への助言・助成等が必要だと思うが、行き届いた連携により追い詰める所がないよう願っている。	現時点では、今回の改正により対応が必要な工場等はありませんが、今後も、関係機関と連携し、情報収集や事業者への助言に努めてまいります。